

訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る揭示

訪問看護ココロステーションミモ

2024 年の診療報酬改定にてオンライン資格確認導入に伴い、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の保険資格等の診療情報を取得、活用し、質の高い医療を提供することに係る評価が新設されました。

訪問看護ココロステーションミモにおきましても、オンライン資格確認を実施させていただいております。

＜対象者＞ 訪問看護管理療養費を算定している者

＜算定要件＞

訪問看護ココロステーションミモは地方厚生局長等に届出を行い、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、訪問看護医療 DX 情報活用加算として、月 1 回に限り、50 円を所定額に加算します。

＜訪問看護医療 DX 情報活用加算の施設基準＞

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っている
2. マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えている医療 DX 推進の体制に関する事項、及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用し、訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること
3. 2.の体制に関する事項及び質の高い 訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している
4. 3.の掲示事項について、ウェブサイトに掲載している

（資格情報の提供について）

資格情報の提供は患者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※当ステーションでは、診療報酬における書面揭示事項のデジタル化を推進しております。

書面の作成、または書面を用いた情報提供が必要とされる項目においては「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、電磁的方法による作成または情報提供が可能です。